9　被保険者の自立した日常生活の支援等に関し取り組むべき施策等に関する事項

(一)　市町村介護保険事業計画の記載事項に自立支援等施策及びその目標に関する事項を追加することとした。（第一一七条第二項関係）

(二)　市町村は、自立支援等施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うこととした。（第一一七条第七項関係）

(三)　厚生労働大臣は、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況等の情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとした。（第一一八条の二関係）

(四)　都道府県は、市町村による自立支援等施策に係る取組を支援する事業を行うよう努めるものとした。（第一二〇条の二関係）

(五)　国は、自立支援等施策の取組等を支援するため、市町村及び都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付することとした。（第一二二条の三関係）

10　被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定について、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとすることとした。（第一五二条及び第一五三条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限を六年延長することとした。（附則第一三〇条の二関係）

三　介護保険法施行法の一部改正関係

介護保険の被保険者としないこととされたことのある者に係る介護保険法の住所地特例の規定の適用についての規定を整備することとした。（第一一条関係）

四　健康保険法の一部改正関係

全国健康保険協会に対する国庫補助について介護納付金に係る総報酬割の導入に伴う所要の見直しを行うこととした。（第一五三条関係）

五　児童福祉法の一部改正関係

介護保険法の居宅サービス事業者等の指定を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス事業者の指定を受けている者に係る障害児通所支援事業者の指定の特例を設けることとした。（第二一条の五の一七関係）

六　医療法の一部改正関係

介護医療院を医療提供施設として位置付けるとともに、医療法人の設立の目的に介護医療院を追加することとした。（第一条の二及び第三九条関係）

七　社会福祉法の一部改正関係

1　生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業を第二種社会福祉事業に追加することとした。（第二条関係）

2　地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加することとした。（第四条関係）

3　市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとした。（第一〇六条の三関係）

4　市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加することとした。（第一〇七条及び第一〇八条関係）

八　老人福祉法の一部改正関係

1　有料老人ホームの設置者は、供与をする介護等の内容及び運営状況に関する情報を都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、報告された事項を公表することとした。（第二九条第九項及び第一〇項関係）

2　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が老人の福祉に関する法律等に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、事業の制限又は停止を命ずることができることとした。（第二九条第一四項関係）

九　介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

有料老人ホームの設置者が終身にわたって受領すべき家賃等を前払金として受領する場合の保全措置の義務対象を拡大することとした。（附則第一七条関係）

一〇　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

介護医療院を病床転換助成事業の助成対象とすることとした。（附則第二条関係）

一一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正関係

児童福祉法の障害児通所支援事業者の指定を受けている者及び介護保険法の居宅サービス事業者等の指定を受けている者に係る障害福祉サービス事業者の指定の特例を設けることとした。（第四一条の二関係）

一二　施行期日等

1　政府は、この法律の公布後三年を目途として、七の3の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。（附則第二条第一項関係）

2　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

(一)　公布の日

(二)　一の10及び四　平成二九年七月一日

(三)　一の3　平成三〇年八月一日

◇北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定

（条約第一三号）（外務省）

この協定は、我が国と北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）との間で委員会及びその事務局の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　委員会は、法人格を有するとともに、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、訴えを提起する能力を有する。（第二条関係）

2　委員会の文書は、不可侵とする。（第三条関係）

3　委員会の施設は、不可侵とする。（第四条関係）

4　日本国政府（以下「政府」という。）は、委員会と協議して、必要な公益事業及び公共の役務が委員会の施設に提供され、並びにこれらが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。（第五条関係）

5　委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。委員会の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）の同意があり、かつ、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、行政上、司法上及び立法上の捜索、押収、没収、差押え、収用その他の形式の干渉を免除される。（第六条関係）

6　委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内において、事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。委員会が公用のために輸入し、又は輸出する物品に関して、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止等を免除される。（第七条関係）

7　委員会又は事務局にあるその職員宛ての全ての公用通信及び委員会が発出する全ての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行ってはならない。（第九条関係）

8　委員会の職員は、公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続及び職員が所有し、若しくは運転し、又は職員のために運行される自動車により引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除、委員会が支払った給料及び手当に対する課税の免除、出入国制限及び査証料の免除、国際的危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益、日本国で最初にその地位に就く際に家具及び手回品を関税の免除を受けて輸入する権利等を享有する。（第一〇条関係）

9　日本国民でない職員及び日本国に通常居住していない職員は、日本国の法律によって設けられた社会保障制度に参加することを要請されることはないものとし、また、委員会は、これらの職員に関して、そのような社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免除される。（第一一条関係）

10　委員会は、職員の任命が行われたときは、当該職員の氏名等を、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。政府は、当該通告を受けたときは、職員に身分証明書を交付する。（第一二条関係）

11　この協定により委員会の職員に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない委員会の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。（第一三条関係）